

ふるさと納税のすすめ

自分の好きな地方自治体に税金を払おう

年末が近づく今の時期、私が行ったり、人に薦めたりしているものに「ふるさと納税」というものがあります。「ふるさと納税」とは、別にふるさとに関係なく住んでいる県や市町村以外の県や市町村（地方自治体）に住民税の一部を納めることが出来る制度です。

自分が住んでいる県と市町村以外への寄付という形をとりますが、2,000円だけが本当の自己負担になり、残りの金額は好きな県や市町村へ寄付したとしてもその部分は自分が住んでいる県や市町村の住民税と所得税の減額というかたちで税金の支払先が変わるというだけのものです。もちろん寄付の金額に一定の限度はあります。

自分が住んでいる自治体は大きな顔をして礼の一言をいうこともなく税金をもぎ取っていきますが、この住んでいる以外の地方自治体に寄付をしますと県知事さんや市町村長さんからの礼状等もらえるので気持ちがいいですし、第一、寄付したお金の使い方について指定をすることもできます。また市町村によっては色々な特産品（お米や野菜、果物等）を送ってくれる地方自治体もあります。

手続きそのものは、インターネットで、ふるさと納税〇〇市（県）、と検索し、寄付の申込書を印刷し電話をかけるところから始まります。その結果、市町村から振込書が送られてきますので、それに従い振込をする。その後、寄附をした相手先の市町村から寄付を受けたという証明書が送られてきますので、毎年の所得税の確定申告を行いますと自動的に所得税と市町村民税が寄付をした金額（2,000円を除く）分だけ低くなります。

手続的には少し面倒なのですが、私は毎年ふるさと納税の寄付を行っています。私は大学生の頃、佐賀県の育英会が持っている東京の佐賀県の育英寮に入れてもらい安い寮費で食事と住まいを確保することが出来ましたし、かけがえのない仲間も出来ました。

そこでいつも佐賀県にふるさと納税の寄付をしていますが、その寄付の使いみちを指定出来るようになっていますので、その使いみちとして育英会に寄付するという形をとっています。

また久留米市にも寄付しています。久留米市に寄付すると久留米市の特産品である果物をもらえます。市町村によっては立派なものももらえます。

例えば平戸市ではサザエや平戸和牛の商品が送ってきますし、お米などもらえる市町村も多いです。

私の本来の出身地である鳥栖市にもふるさと納税で寄付していますが、ここは何もくれません。（別に何か欲しくて寄付している訳ではありませんから構わないのですが）

ふるさと納税で検索してみると特典を並べたホームページがあります。面白いですよ。

金地金の譲渡所得に注意

税務署は監視しています

金の価格が円安もあり昨年から今年の春ごろまでかなり上昇していました。そこで、金を譲渡した方も多いでしょう。

金を売って利益が出たとしてもどうせ税務署に分からないだろうと思って申告をしないと面倒な事になるかもしれません。

国税庁の発表によると、今年の6月に終わる1年間の間に金地金について所得税の申告漏れを調査したところ、1813件の申告漏れを見つけ、1件あたりの申告漏れは平均593万円、総額107億円の申告漏れを見つけたとの事であります。

大口では、ある会社役員では1億500万円もの所得税の申告漏れがあったとの事です。では、どうして何年も前に購入した金地金（個人的に保管されているケースが大部分だと思います）を売却してそれが税務署に分かるのでしょうか。

じつは、金地金を売るのは田中貴金属などの店頭で売却すると思います。金地金等を買取る業者は「200万円を超えて買い取る場合には、売主の本人確認をした後、誰から何を買い取ったのかということ」を毎月、所管の税務署へ報告することになっています。いわば、給料の年末調整をしてその写しを市町村へ送り、高額な人については税務署へも送る制度（給与の源泉徴収制度）と同じ制度が金地金の買い取りについてもあるからです。

税務署はいろいろな形で資料を集めています。しかも、今コンピュータシステムが充実してきているとの事で全国のデータを一括管理しているとの事です。

例えば、銀行を通じて海外に送金をしますと、同じように銀行から誰がいくら送金したというデータが国税庁に送られています。

同じように郵便局の簡易保険や生命保険についても、だれに満期金や保証金を払ったというデータが国税庁に送られています。

従って、色々なデータから税務当局は所得税の申告漏れを見つけ出すようにを努力しています。コンピュータ社会とは、税金が取りやすくなっているという事のあらわれでもあります。

金地金の譲渡で所得が出た方は申告を忘れないようにしてください。